

令和8年4月8日

各保険医療機関(薬局)開設者  
各訪問看護事業者  
受領委任取扱施術所施術管理者  
届出代行者・関係者 様

東北厚生局

### 届書等の「控」への受付印押印の終了について

平素より、社会保険医療行政の推進につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局では適正かつ迅速な審査業務の執行及び電子申請による利便性の向上を図るため、令和8年5月7日以降、窓口持参及び郵送による届書等の「控」に対する受付印の押印を終了させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更内容

窓口持参及び郵送による届出の際、当局にて実施していた届書等の「控」への受付印押印を行いません。

#### 2. 運用開始日

令和8年5月7日(木)受付分より

#### 3. 郵送による届出時の留意事項

- ・返信用封筒及び切手が同封されている場合であっても、届書「控」の返送はいたしかねます。返信用封筒・切手等は、返却させていただきます。
- ・レターパックや簡易書留など、配達状況がわかるサービスをご利用いただきますようお願いいたします。

#### 4. 電子申請等の利用について(対象機関等のみ)

「電子申請・届出システム」・「オンライン申請」の対象となっている届書については、受付状況等の確認が可能です。利便性の向上のため、積極的な活用をお願いいたします。

保険医療機関等電子申請・届出等システム

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shinsei/denshishinsei\\_00001.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shinsei/denshishinsei_00001.html)

保険医・保険薬剤師の登録等のオンライン申請

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shido\\_kansa/hokennisinnsei.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/shido_kansa/hokennisinnsei.html)